

## 論文要旨

### 日本の対中経済進出と居留地経営政策——日清戦後から満洲事変まで

渡辺千尋

本論文の課題は、日清戦後から満洲事変に至るまでの日本の居留地経営政策を、日本本国の中国に対する経済的関心と対応させながら、対中経済進出政策として明らかにすることである。このことを通じて、日本と中国「本部」<sup>1</sup>との関係の一側面を解明することを目指す。

日清戦後における外国人の中国における経済活動は、通商条約に基づく経済活動（貿易・製造業）と、利権獲得競争によって獲得した権益に基づく経済活動（鉄道・鉱山経営等）に分けることができる。日本の場合、後者の権益は満洲を中心に分布しており、中国「本部」は前者を中心とした進出が行われた。つまり、通商条約に基づく経済活動を取り上げることで、中国本部と日本との関係の一側面を解明することが可能である。

列国が中国との間に締結した通商条約は、領事裁判権の容認・関税自主権の喪失・片務的最恵国待遇の承認など不平等な条項を含むため不平等条約と呼ばれるが、そもそもイギリス（および最恵国待遇に均霑した国々）の中国に対する経済的関心を反映した、外国人の中国における経済活動のルールを定めたものである。通商条約に基づく経済活動を実行する場が居留地であり、条約内容や居留地行政制度の決定、居留地上で展開される経済活動に対する支援等の「居留地経営政策」は、本国の中国に対する経済的関心を反映した対中経済進出政策であるといえよう。つまり居留地経営政策の分析を通じて、通商条約に基づく対中進出政策の解明が可能である。

そこで本論文では、日本の中国に対する経済的関心・経済活動の実態と居留地経営政策を対照し、その関連を考察する方法をとった。日本の中国における経済活動の中心的形態は、第一次大戦を契機とし、商品輸出から現地生産とその原料獲得が加わる変化を見せる。居留地経営については、列強は南京条約後に開始するが、日本は日清戦後に半世紀後発で参入した。そのため、日本の居留地経営政策は既存の居留地制度との関係性から分析することが可能である。つまり、日清戦後に日本は既存の居留地制度を受容しつつ居留地経営に参入したが、第一次大戦を契機として日本人の中国における経済活動の実態が変化したことにより、

---

<sup>1</sup> 中国「本部」という言葉は、1910年代半ば以降、中国「満洲」を除いた地域を指す言葉として外務省の対中政策の立案過程においてよく見られるようになる。そこで対中進出の対象としての地理的概念として中国「本部」と「満洲」とがあったと考え、本研究の対象を限定する上で適当な地域区分であるため、使用することにした。便宜上「」は付けない。ただし、あくまでも日本の対中進出の対象としての地理的概念であることには注意が必要である。例えば「中国歴史地理学の開祖」と言われる顧頡剛は、中国の歴代王朝は当該地域を「本部」と称したことはなく、日本の地理教科書から輸入した言葉であるとして、「中国本部」という言葉の使用に反対している。『中央日報』1939年1月27日、顧頡剛「「中国本部」一名亟應廢棄」、呉松弟著・萩野祐訳「中国歴史地理学の過去と現在」、『都市文化研究』10巻、2008年3月。

第一次大戦後は既存の制度の改変を試みるようになるのである。そこで本稿では、日清戦後から第一次大戦前までを第一部とし、第一次大戦から居留地をめぐる日中間の問題が外交交渉を通じて解決できなくなる満洲事変勃発までを第二部とし、それぞれの時期における居留地経営政策を解明し、日本と中国「本部」との関係性を考察したい。

第一部では開始時の居留地経営の実態および特徴と、対中経済進出における居留地の役割を解明した。第一章では日清戦後の対中経済政策が形成されていく中で、どのような居留地経営政策が形成されたかを検討した。日本は下関条約によって製造業従事権を獲得したものの、一八九六年の第一回農商工高等会議までに製造業従事権の即時活用ではなく輸出拡張を主眼とする対中経済政策が定められ、一八九八年の第三回農商工高等会議を経て、商業活動従事者を中心とする居留民構成を前提とした居留地経営政策が形成された。つまり居留民による大規模投資は見込めないため、政府主導・政府補助の下で海運網・金融網・情報網を形成すること、進出先は既に商品の集散地となった既存の開放地を中心とすること、上海には専管居留地を開設せず共同租界の構成員として参入し、各国が居留地を開設する天津・漢口等のみ政府主導で専管居留地経営を行うこととなる。

第二章では天津を例に、日本の専管居留地経営の実態を、在外国帝国専管居留地特別会計法に基づく都市建設と、居留地行政制度である居留民団法の制定過程から明らかにした。その結果、既存の居留地行政制度を受容・模倣し、日本専管居留地内に地域を限定して排他的行政権を確立しようとした日本の姿勢を指摘することができた。

第三章では大阪・上海間の商品輸出のネットワークの形成を例に、居留地経営政策の結果上海への日本商進出が見られ、日露戦後には上海が直輸出の拠点としての機能を果たすようになったことを明らかにした。

中国における日本人の経済活動が商品輸出を中心としたものであるうちは、日本人は沿海部の居留地のある既存の開港場にとどまった。しかし第一次大戦中、中国における日本人の経済活動およびその地域的範囲は変化を始める。第二部ではこうした経済活動の実態変化に主導された居留地経営政策の転換を検討した。

第四章では第一次大戦に伴う原料危機から日本への原料供給地としての中国への関心が高まり、原料生産への投資に対する関心から、日本人の目が次第に中国内地へと向けられるようになったことを、中国改良棉花の獲得を目指す西原借款および民間投資会社の活動から明らかにし、その帰結として日本政府がワシントン会議において治外法権撤廃と引き換えの「支那自身の開放」を求める方針に至ったことを指摘した。

第五章では、第一次大戦中に予兆を見せていた日本人の居留地外進出が、第一次大戦後に開放地制度とのひずみを生じながら実体化したことを、在華紡の急増と、原料棉花獲得のための棉花商の産地買付活発化の実態から明らかにした。一方、中国は第一次大戦後に不平等条約改正交渉を開始する。日本政府がこれに応じることで、変化した経済活動の実態に適合する新たな制度を作り出す方針を定めたことを、ワシントン会議後に開催が決定していた北京関税特別会議と治外法権撤廃に関する国際委員会の一般方針の策定過程から指摘した。

第六章では、第五章で明らかにした法権委員会一般方針をもとに外務省が北京政府・国民政府との間に行った治外法権撤廃交渉の経過をたどり、一九三一年の段階で外務省内において中国「本部」においては日本の持つ専管居留地を撤廃し、内地における居住・貿易・製造業従事権の確保のみを条件として即時撤廃に応じる方針を立てたこと、この方針は満洲事変勃発によって中断をやむなくされるものの英米案と協調可能であり、妥結の可能性を持つものだったことを指摘した。

以上から、日清戦後から満洲事変までの居留地経営政策を以下のようにまとめることができる。日清戦後の居留地経営政策は商品輸出の支援政策であり、日本政府は既存の居留地制度を受容し、専管居留地を排他的行政権下に置く、「国中之国」を作ろうとするものであった。しかし第一次大戦後の居留地経営政策は、商品輸出のみならず、製造工場の経営・原料確保の支援政策であり、日本人の居留地外進出を制度化する必要性が生じた。中国の行政権下（居留地のない開港場、自開商埠、内地）における日本人の居住・経済活動の事実は、居留地の輪郭を曖昧にし、中国「本部」においては「国中之国」がその役割を終えつつあることを日本政府に認識させたと考えられる。こうして日本政府は、日本専管居留地の撤廃・内地開放を許容する方針で中国の不平等条約改正交渉に応じることとなった。中国における居留地の解体は、朝鮮やのちの満洲で行われるような朝鮮併合や満洲国建国といったその地域全体を日本が支配する方法でなく、日本人が中国法に服する形で進行しつつあったのである。このことを踏まえて、第一次大戦後、中国「本部」と日本との間には、不平等条約から対等条約への変化を許容する経済的実態が形成されていった可能性を指摘したい。